

令和4年2月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(令和4年度当初予算等関係)

警察本部

\* 各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額  
「前年度」の欄は今年度の当初予算額  
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

\* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

## 令和4年2月定例会議案説明資料目次

### 【予算関係】 (一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和4年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表) 会計課	3 4～29
	2 歳入歳出事項別明細書	/	30～31
	3 節の明細	/	32
	4 債務負担行為に関する調書	/	33～36

### 【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第41号	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	警務課	37～39
議案第42号	鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例	捜査第二課	40～45
議案第43号	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例	運転免許課	46～50
議案第49号	財産を無償で貸し付けること(倉吉市道用地)について	会計課	51

### (報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和4年1月27日専決)	交通指導課	52

議案説明資料総括表

警察本部 (単位：千円)

課 名	本年度	前年度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
警察本部 (会計課)	17,072,252	17,169,537	△97,285	334,914	<298,900> 432,000	<使用料及び 手数料> 728,741 <財産収入> 41,000 <諸収入> 92,588	15,443,009	
合 計	17,072,252	17,169,537	△97,285	334,914	<298,900> 432,000	862,329	15,443,009	県費負担額 15,741,909

説 明

安全で安心な鳥取県をめざして、必要な取組を緊急かつ重点的に推進する。

1 総合的な犯罪抑止対策の推進

- 交番機能の強化を図るため、交番相談員を32人（県下全16交番に各2人）配置する。
- 少年の非行防止・保護総合対策等のため、スクールサポーターを10人配置する。
- 人身安全関連事案（ストーカー、ドメスティック・バイオレンス事案等）や特殊詐欺等の相談に迅速・的確に対応するため、警察安全相談員を9人配置する。
- 特殊詐欺の水際対策のため、特殊詐欺被害防止アドバイザーを3人配置する。
- サイバー空間の脅威に的確に対処するため、サイバー犯罪捜査員の養成、捜査用情報収集システムを運用する。

2 重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進

- 取調べ全過程の録音・録画制度に適切に対応するため、録音・録画装置を計画的に更新する。
- 県民の安全で平穏な生活の確保に向けた暴力団対策等を推進する。
- 電子的方法による捜査関係事項照会を行うため、インターネット環境の整備を行う。

3 交通死亡事故抑止に資する総合対策の推進

- 高齢者等に重点を置いた交通事故防止対策のため、安全運転相談員（看護師等）を5人及びシルバー・セイフティ・インストラクターを3人配置する。
- 取締り現場の効率化・迅速化に資するため、デジタル式飲酒検知器を増強整備する。
- 安全で快適な交通環境の整備のため、交通信号機の新設（1基）、信号制御機を更新（75基）、歩行者支援装置（高度化PICS）を整備（2基）するとともに、大規模災害等に備えた交通対策のため、信号機電源付加装置の整備（新設4基、更新3基）を行う。

4 テロの未然防止と緊急事態対策の推進

- 大規模警備及び大規模災害に備えた諸対策を推進する。

5 警察活動基盤の充実強化

- 地域の安全センターとしての機能強化と勤務・居住環境の改善に向けた交番・駐在所の新築整備及び長寿命化改修を行う。
- 交番・駐在所勤務員の在所中の拳銃奪取事案等を未然に防止し、警察官の安全を確保するとともに、早期犯人検挙を目的として、交番・駐在所に防犯カメラを設置する。
- 幅広い層からより多様な人材を確保するため、公務員試験対策を不要としたSPI試験を実施する。
- 被害者カウンセラー委嘱や身体犯罪被害者等に係る初診料等の公費負担による犯罪被害者等に対する支援を推進する。

(注) 起債欄の< >書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

1目 公安委員会費

会計課 (内線：8502)

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公安委員会 運営費	11,779	11,158	621			<手数料> 4,690	7,089	
トータルコスト	147,586千円 (前年度 146,726千円) [正職員：16.5人 会計年度任用職員：2.0人]							
主な業務内容	公安委員会の庶務、会議録整理、苦情への対応、意見の聴取、自動車運転免許・許認可事務等に係る行政処分事務、古物・質屋・風俗・警備業等営業許可申請の審査、銃砲刀剣類所持・火薬類の譲渡等申請の審査、猟銃等取扱講習会・警備業講習会の開催							
工程表の政策目標	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
公安委員会の運営、公安委員会を行う行政処分及び許認可の取扱いに要する経費								
※各種法令に基づく主な所掌事務								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者等給付金支給法に基づく犯罪被害者等給付金の支給裁定</li> <li>・ 古物営業法及び質屋営業法に基づく古物営業・質屋営業の許可とそれに対する取消処分</li> <li>・ 警備業法に基づく警備業を営もうとする者の認定とそれに対する取消処分</li> <li>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業の許可とそれに対する取消処分等、店舗型性風俗特殊営業を営む者等に対する営業停止の命令</li> <li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃砲刀剣類の所持許可とそれに対する取消処分</li> <li>・ 暴力団対策法に基づく指定暴力団の指定、暴力的要求行為等に対する措置命令</li> <li>・ 道路交通法に基づく道路における規制、運転免許に関わる取消等処分</li> </ul>								
2 主な事業内容								
(1) 公安委員会の運営に要する経費 7,089千円								
○ 警察法第38条により設置する公安委員（3人）に係る報酬等								
(2) 公安委員会が行う行政処分の実施に要する経費 728千円								
○ 公安委員会が行う運転免許・風俗営業・警備業関係の行政処分に要する経費								
(3) 各種営業許可、銃砲刀剣類所持許可、火薬類の譲渡等許可事務に要する経費 3,962千円								
○ 警備員指導教育責任者講習委託料等								
○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習委託料等								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<事業目標>								
運転免許、交通規制、古物営業等各種営業許可等、公安委員会の権限に係る各種行政事務を適正に実施する。								
<取組状況・改善点>								
(1) 鳥取県公安委員会は3人の委員で組織され、概ね毎月4回の定例会議を開催（開催状況等はホームページで公開）している。								
(2) 治安情勢と警察運営の実態の把握に努めながら、公安委員会の意見を警察運営に反映させている。								

# 令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

1目 公安委員会費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
安全運転講習費	〔債務負担行為〕 6,080	〔債務負担行為〕 0	〔債務負担行為〕 6,080			〔債務負担行為〕 〈手数料〉 6,080		
	235,601	186,149	49,452			〈手数料〉 235,601		
トータルコスト	316,038千円（前年度 259,814千円）〔正職員：10.2人〕							
主な業務内容	各種講習委託先との調整、委託業務の監督、講習実施、講習委託契約・物品購入							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 運転免許証の更新、停止、処分等に係る講習や安全運転管理者等の各種講習に要する経費								
2 主な事業内容								
(1) 運転免許の停止・保留を受けた者等に対する講習に要する経費 <span style="float: right;">45,008千円</span>								
○ 行政処分者講習委託料、講習用機器リース料等								
委託期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日の間 (令和2年度11月補正：債務負担行為設定済)								
○ 違反者講習用車両の更新								
(2) 安全運転管理者講習に要する経費 <span style="float: right;">6,412千円</span>								
○ 安全運転管理者講習委託料								
委託期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日の間 (令和3年度11月補正：債務負担行為設定済)								
(3) 運転免許証更新時講習に要する経費 <span style="float: right;">44,877千円</span>								
○ 更新時講習委託料、講習用テキスト等								
委託期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日の間 (令和2年度11月補正：債務負担行為設定済)								
(4) 指定自動車教習所指導員等講習に要する経費 <span style="float: right;">2,528千円</span>								
○ 指導員検定員等講習委託料								
(5) 取消処分者講習等に要する経費 <span style="float: right;">151千円</span>								
○ 取消処分者講習通知経費等								
(6) 取得時講習に要する経費 <span style="float: right;">2,821千円</span>								
○ 取得時講習委託料								
(7) 高齢者講習に要する経費 <span style="float: right;">133,804千円</span>								
○ 高齢者講習及び認知機能検査委託料等								
○ 債務負担行為 タブレット式認知機能検査システム 6,080千円（令和5年度から令和9年度）								
3 事業目標・取組状況・改善点								
＜事業目標＞ 自動車等の運転に関する技能及び知識の向上を図り、交通の安全を目指す。								
＜取組状況・改善点＞ 更新時講習、行政処分者講習、安全運転管理者講習等、道路交通法の規定により委託可能な講習は外部委託しながら効果的に講習を実施している。								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線：8502)

2目 警察本部費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察職員費	462,128	〔債務負担行為 16,969〕 424,025	〔債務負担行為 △16,969〕 38,103			<手数料> 19,336 <雑入> 23,706	419,086	
トータルコスト	942,856千円 (前年度 912,489円) [正職員：38.6人 会計年度任用職員：62.0人]							
主な業務内容	他に属さない警察一般管理、制服・装備品・けん銃弾薬の購入・貸与、警察広報、報道機関との連絡調整、音楽隊演奏活動、警察航空隊の運営、警察用車両の車検・定期検査、警察本部庁舎管理、健康診断の実施、産業医との連絡調整・職場内巡回指導、職員等への生活設計支援、警察共済組合の運営、交番相談員・スクールサポーター・警察安全相談員・留置管理業務支援要員の指導、監督							
工程表の政策目標	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 警察職員配置などに伴い要する経費								
2 主な事業内容								
(1) 警察職員の配置に伴う経費 279,947千円								
○ 駐在所報償費、警察学校等給食業務委託料及び各警察署等光熱水費等								
○ 手数料収納事務委託料等								
(2) 警察職員の被服調整に要する経費 47,886千円								
○ 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例に基づいて支給する被服の購入費等								
(3) 警察が主体となった戦略的広報を行うための経費 10,779千円								
○ 放送料、印刷費及び県民応接業務に係る労働者派遣業務委託等								
(4) 警察音楽隊の運営に要する経費 3,628千円								
○ ふれあいコンサート開催経費、演奏用楽器購入費等								
(5) 警察航空隊の管理運営に要する経費 35,036千円								
○ 警察航空隊舎の光熱水費、操縦士・整備士の研修・訓練経費等								
(6) 自動車整備工場に要する経費 13,990千円								
○ 警察車両の重量税、自動車損害賠償責任保険料及び整備用工具の購入費等								
(7) 警察本部庁舎維持管理に要する経費 43,812千円								
○ 警察本部庁舎に係る光熱水費、通信機器リース料等								
(8) 警察職員の健康管理に要する経費 27,050千円								
○ 産業医(6人)、健康管理医(3人)及びメンタルヘルス相談員(3人)に係る報酬及び委託								
○ 警察職員の健康診断料、ピアサポーター研修会部外講師謝金等								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<事業目標> 警察活動基盤の充実強化を図る。								
<取組状況・改善点>								
(1) テレビ・ラジオ等の広報媒体を活用し、犯罪被害の未然防止や交通事故防止の注意喚起を行うとともに、社会的反響の大きい事件等について積極的な広報を行っている。								
(2) 警察音楽隊は警察署行事、小中学校や高齢者施設における演奏のほか、各種行事に参加し、「ふれあいコンサート」などにおいて各種警察広報を行っている。								
(3) 県下16交番に各2人の交番相談員を配置し、日中の交番勤務員の不在を解消している。								
(4) スクールサポーターを10人配置し、少年健全育成と併せて学校の健全化を支援する活動を行っている。								
(5) 受理した相談について、警察安全相談システムを運用し、各部署で情報共有をしているほか、警察安全相談員を9人配置し、相談受理体制を強化している。								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 警察本部費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察証明事務取扱費	50,248	28,667	21,581			<手数料> 50,248		
トータルコスト	169,327千円（前年度 146,690千円）[正職員：15.1人]							
主な業務内容	証明申請の受理、審査、通知、証明書の発行							
工程表の政策目標	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づいて行う自動車保管場所証明、遺失届出済証明等、各種警察証明事務に要する経費</p> <p>2 主な事業内容 自動車保管場所証明等警察証明事務に要する経費 ○ 自動車保管場所証明事務委託料 委託期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日の間 (令和3年度11月補正：債務負担行為設定済) ○ 自動車保管場所標章印字機の購入に要する経費 ○ 自動車保管場所標章印字機保守委託料 ○ 証明事務用消耗品等</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 &lt;事業目標&gt; 自動車の保有者等の自動車保管場所を確保し、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図る。 &lt;取組状況・改善点&gt; 「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づいて行う自動車保管場所事務の一部（現地調査、データ入力）を外部委託により行っている。</p>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 警察本部費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察情報システム運営費	〔債務負担行為〕 1,023,546 410,361	〔債務負担行為〕 38,491 396,773	〔債務負担行為〕 985,055 13,588				〔債務負担行為〕 1,023,546 410,361	
トータルコスト	598,048千円（前年度 587,669千円）〔正職員：23.8人〕							
主な業務内容	企画・調整、システムの開発・運用、障害対応、犯歴照会の回答							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 警察業務のIT化を図り、業務の効率化及び情報セキュリティの強化を実現し、鳥取県警察情報システムの総合的な整備・充実を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 電子計算組織の運営に要する経費 139,968千円								
○ 汎用電子計算機、庁内LAN端末リース料等								
○ OSS（ワンストップサービス）システムリース料及び回線料等								
○ 人事管理システム保守委託料								
(2) 鳥取県警察WANシステムの運営に要する経費 246,483千円								
○ トリピーネットパソコン及び管理用サーバ等リース料及び回線料等								
○ 警察本部の出先機関庁舎、交番・駐在所等通信回線料等								
○ 警察安全相談システム及び訓令例規通達検索システム保守委託料								
○ 債務負担行為 トリピーネット端末装置等機器賃貸借料ほか 1,023,546千円（令和5年度から令和11年度）								
(3) ICTを活用した効率的な業務運営を行うためのシステムに要する経費 23,910千円								
○ 統合照会システムリース料								
○ 統合照会システム改修								
○ 地図情報を活用したシステム 交通総合管理システム、交通規制管理システムリース料								
3 事業目標・取組状況・改善点								
＜事業目標＞								
(1) 警察業務のIT化を図り、業務の効率化及び情報セキュリティの強化を実現する。								
(2) 鳥取県警察情報システムの総合的な整備・充実を図る。								
＜取組状況・改善点＞								
業務の合理化・効率化に資するよう各種警察情報システムの導入等を行っている。								



令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 警察本部費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察署協議会 運営費	3,300	3,300	0				3,300	
トータルコスト	43,519千円（前年度 37,360千円）〔正職員：5.1人〕							
主な業務内容	連絡調整、警察署協議会の開催							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>警察法第53条の2の規定に基づき警察署に置くこととされている警察署協議会（※）の運営に要する経費</p> <p>※ 警察署協議会… 警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>警察署協議会の委員（74人）に係る報酬等</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>＜事業目標＞</p> <p>警察署業務について住民の意見・要望を聴き、十分な説明と必要な改善、対応を行うなどして警察署の業務運営に反映させ、住民の理解と協力を得る。</p> <p>＜取組状況・改善点＞</p> <p>鳥取県警察署協議会条例に基づき運用しており、警察署協議会を通して住民の意見・要望を警察署の業務運営に反映させている。</p>								
災害給付実施費	11,293	11,293	0				11,293	
トータルコスト	12,870千円（前年度 12,877千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	災害給付認定、給付手続							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に要する経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」に基づく給付（5件）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>＜事業目標＞</p> <p>法に基づく災害給付事務を適正に実施する。</p> <p>＜取組状況・改善点＞</p> <p>現在、鳥取県では、法に基づき、過去に鳥取県内の海水浴場等で水難救助の際に災害を受けた者（5人）の遺族へ年金を給付している。</p>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 警察本部費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
遺失物取扱費	25,483	13,534	11,949			〈雑入〉 314	25,169					
トータルコスト	114,763千円（前年度 100,784千円）[正職員：10.6人 会計年度任用職員：2.0人]											
主な業務内容	遺失届の受理並びに拾得物の受理・公告・保管・返還及び処分											
工程表の政策内容	—											
事業内容の説明												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「遺失物法」に基づいて警察署長が取り扱う遺失物及び拾得物を適正に管理し、早期に遺失者に返還するとともに、遺失者及び拾得者の権利、個人情報の保護を図る経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:80%;">遺失物管理システムリース料、拾得物控書の印刷製本費等</td> <td style="text-align:right;">13,534千円</td> </tr> <tr> <td>遺失物管理システム共通基盤移行作業委託料</td> <td style="text-align:right;">11,949千円</td> </tr> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>〈事業目標〉</p> <p>遺失物法に基づいて警察署長が取り扱う遺失物及び拾得物を適正に管理し、早期に遺失者に返還するとともに、遺失者及び拾得者の権利、個人情報の保護を図る。</p> <p>〈取組状況・改善点〉</p> <p>(1) 遺失物管理システムを導入し、インターネット公表や検索機能等で拾得物を早期返還できる仕組みを整備している。</p> <p>(2) 保管期間が過ぎ、県に帰属した拾得物のうち県の機関で使用できるものは使用し、その他の物品は売却して県の収入としている。</p> <p>(3) 遺失者に返還できなかった運転免許証、カード類、携帯電話等の個人情報物件は裁断等した上で廃棄している。</p>									遺失物管理システムリース料、拾得物控書の印刷製本費等	13,534千円	遺失物管理システム共通基盤移行作業委託料	11,949千円
遺失物管理システムリース料、拾得物控書の印刷製本費等	13,534千円											
遺失物管理システム共通基盤移行作業委託料	11,949千円											

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線：8502)

2目 警察本部費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	12,499,884	12,659,895	△160,011	2,137		<手数料> 194,245 <財産収入> 1,000 <雑入> 10,303	12,292,199	
説明								
1 警察職員に係る人件費							12,246,935千円	
○ 警察官1,247人、一般職員221人 (うち定数外 警察官16人、一般職員1人)								
2 会計年度任用職員(91人)設置に係る経費							252,949千円	
○ 聴聞業務員1人 ○ 行政処分担当要員1人 ○ 広報対応業務要員1人 ○ 照会センター業務要員1人 ○ 郵便業務等事務員1人 ○ 整備工場業務要員2人 ○ 保健師1人 ○ 交番相談員32人 ○ スクールサポーター10人 ○ 警察安全相談員9人 ○ 留置管理支援要員5人 ○ 遺失物業務支援員2人 ○ 運転免許事務要員8人 ○ 安全運転相談員5人 ※ 令和2年10月21日から運転適性相談員を安全運転相談員に改名 ○ 教育主事1人 ○ 組織犯罪情報管理システム照会回答要員2人 ○ 鑑識指紋データ入力要員1人 ○ DNA型鑑定支援要員1人 ○ 特殊詐欺被害防止アドバイザー3人 ○ 放置違反金関係事務処理要員1人 ○ 高齢者交通安全教育指導員(シルバー・セイフティ・インストラクター)3人								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8509）

3目 警察施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察財産管理費	720,422	726,723	△6,301		<205,400> 312,000	<使用料> 15,300 <財産収入> 40,000 <雑入> 10,080	343,042	県費負担額 548,442
トータルコスト	782,721千円（前年度 780,586千円）[正職員：7.9人]							
主な業務内容	警察施設の維持修繕・管理、契約、収入・支払事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 「鳥取県警察本部施設中長期保全計画」に基づき警察本部庁舎、警察本部出先機関庁舎、警察署庁舎を計画的かつ適切に維持管理し、今後の改修等の経費を削減する。								
(2) その他警察施設の維持補修及び維持管理に要する経費								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	内容							金額
修繕料	庁舎、職員宿舍等修繕							39,055
保守委託	庁舎清掃、消防用設備保守、自家用電気工作物保守、冷暖房設備保守、昇降機設備保守、産業廃棄物処理、自家用発動発電機保守、建築物定期点検委託に要する経費、境界確定委託等							240,287
工事	科学捜査研究所新館パッケージエアコン改修工事、米子警察署庁舎棟照明改修工事、維持修繕工事等							415,322
その他	施設下水道受益者負担金等 警察施設借上料、施設維持管理費等							25,758
合計							720,422	
3 事業目標・取組状況・改善点								
〈事業目標〉 警察施設等の現状を確認し、老朽化の状況等緊急の度合いを精査して改修を行う。								
〈取組状況・改善点〉 令和3年度は、黒坂警察署庁舎棟屋上防水・外壁改修工事、智頭警察署庁舎棟屋上防水・外壁改修工事、米子警察署庁舎棟空調設備改修工事等を行った。委託料については、近隣数箇所の施設をまとめて複数年契約を行う等予算の削減に努めている。								

(注) 起債欄の<>書きは、交付税措置額を除いた額である。  
県費負担額は、起債欄<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8509）

（単位：千円）

3目 警察施設費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交番・駐在所 建設事業	51,547	172,903	△121,356				51,547	
トータルコスト	57,856千円（前年度 179,240千円） [正職員：0.8人]							
主な業務内容	企画調整、監理監督・検査、契約・監理							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業概要

交番、駐在所について、施設の長寿命化、経費の縮減及び予算の平準化を目的とした「鳥取県警察本部交番・駐在所中長期整備計画」に基づき、

①長寿命化のための改修、②経費縮減のための改修、③耐用年数超過による建替えに区分し、地域の安全センターとしての機能の充実を図るとともに、交番、駐在所勤務員の勤務環境・居住環境の改善を図る。

2 事業計画

交番1か所、駐在所8か所の工事等

（単位：千円）

区分	施設名	所在地 (予定地)	構造・規模 (計画)	敷地面積	金額	備考
改修工事	鳥取警察署 宮下駐在所 (築後27年経過)	鳥取市国府町 宮下	W-1 82㎡	県有地 355㎡	16,306	R3 改修設計 R4 改修工事
〃	倉吉警察署 松崎駐在所 (築後27年経過)	東伯郡湯梨浜 町龍島	W-1 97㎡	町有地 329㎡	12,323	R3 改修設計 R4 改修工事
新築・ 解体設計	米子警察署 淀江・西原駐在 所 (築後38年経過)	米子市淀江町 西原	W-1 113㎡	県有地 380㎡	5,446	R3 測量、用地取得 R4 新築・解体設計、 地質調査 R5 新築・解体工事
改修設計	米子警察署 米子駅前交番 (築後25年経過)	米子市弥生町	RC-3 167㎡	県有地 100㎡	2,407	R4 改修設計 R5 改修工事
〃	郡家警察署 岩屋堂駐在所 (築後27年経過)	八頭郡若桜町 岩屋堂	W-1 80㎡	町有地 310㎡	2,221	R4 改修設計 R5 改修工事
〃	倉吉警察署 北条駐在所 (築後33年経過)	東伯郡北栄町 田井	W-1 149㎡	町有地 490㎡	3,923	R4 改修設計 R5 改修工事
〃	倉吉警察署 上小鴨駐在所 (築後28年経過)	倉吉市鴨河内	W-1 79㎡	県有地 329㎡	2,844	R4 改修設計 R5 改修工事
〃	黒坂警察署 溝口駐在所 (築後26年経過)	西伯郡伯耆町 溝口	W-2 85㎡	町有地 225㎡	3,223	R4 改修設計 R5 改修工事
用地取得	黒坂警察署 多里駐在所 (築後34年経過)	日野郡日南町 多里	W-1 75㎡	用地取得 380㎡	2,854	R4 測量、用地取得 R5 新築・解体設計、 地質調査 R6 新築・解体工事
計					51,547	

※ 米子警察署淀江・西原駐在所は両駐在所を統合し、2人勤務の駐在所として新築移転する。

3 事業目標・取組状況

〈事業目標〉

施設の長寿命化、経費の縮減及び予算の平準化を図りつつ、交番・駐在所の建設や維持・更新を行う。

〈取組状況〉

平成29年11月に策定した「鳥取県警察本部交番・駐在所中長期整備計画」に基づき、計画的に建替え整備を行っている。整備に当たっては、県産材を使用するなどしたほか、来訪者用トイレ・駐車場を整備するなど、県民が利用しやすい施設としている。

# 令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8509）

## 3目 警察施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
住宅対策費	51,300	51,300	0			〈雑入〉 17,622	33,678																			
トータルコスト	56,032千円（前年度 56,053千円）[正職員：0.6人]																									
主な業務内容	警察宿舍の民間借上げに係る企画・調整、管理																									
工程表の政策内容	—																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要            公的資金による建設に替え、民間からの公募により宿舍賃貸人を募集し、長期間（20年間）の賃借により待機宿舍を整備する。</p> <p>2 主な事業内容            民間公募により整備した待機宿舍の賃借料</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th>整備年度</th> <th>管轄署</th> <th>整備戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>米子警察署</td> <td>単身用36戸</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>鳥取警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>倉吉警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>境港警察署</td> <td>単身用9戸、世帯用3戸</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>琴浦大山警察署</td> <td>単身用6戸、世帯用3戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点            &lt;事業目標&gt;            職員宿舍の計画的な整備を行う。            &lt;取組状況・改善点&gt;            県下の職員宿舍の約半数が築後30年以上経過し、その多くが老朽化に加え狭隘であることから、計画的な職員宿舍の整備を進めている。平成19年度から県による職員宿舍の建設を原則行わず、公募提案型の賃貸方式により職員宿舍の整備を行っており、現在までに鳥取、倉吉、琴浦大山、米子及び境港警察署管内の警察職員用待機宿舍について、民間業者管理の施設を賃貸方式により整備している。</p>									整備年度	管轄署	整備戸数	平成19年度	米子警察署	単身用36戸	平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸	平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸	平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸	平成28年度	琴浦大山警察署	単身用6戸、世帯用3戸
整備年度	管轄署	整備戸数																								
平成19年度	米子警察署	単身用36戸																								
平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸																								
平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸																								
平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸																								
平成28年度	琴浦大山警察署	単身用6戸、世帯用3戸																								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8509）

3目 警察施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交番・駐在所 総合安全対策事業	6,851	5,723	1,128				6,851	
トータルコスト	17,891千円（前年度 16,812千円） [正職員：1.4人]							
主な業務内容	企画調整、契約・監理							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>他県で発生した交番・駐在所勤務員の在所勤務中における拳銃奪取事案等の襲撃事案を受け、同種の襲撃事案を未然に防止し、警察官の安全確保や犯人の早期検挙のため、3か年計画により県下全ての交番・駐在所に防犯カメラを設置し、また拳銃保管庫を施錠設備のあるロッカー内に移設し、県の治安を確保する。</p> <p>※ 県下における交番数16か所、駐在所数87か所</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○ 交番・駐在所防犯カメラの設置（3か年計画で実施予定、総事業費17,170千円）</p> <p>    令和2年度 6,565千円（9交番、29駐在所に設置済み）</p> <p>    令和3年度 5,723千円（4交番、31駐在所に設置済み）</p> <p>    令和4年度 4,882千円（2交番、27駐在所）</p> <p>    ※ 米子警察署観音寺新町交番（旧東福原交番）は令和元年度新築の際に設置済み</p> <p>○ 駐在所拳銃保管庫移設（移設不要の駐在所を除く60か所、1,969千円）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>    &lt;事業目標&gt;</p> <p>    交番・駐在所の総合的な安全対策のため、県下すべての交番・駐在所に防犯カメラ、カウンターパネル等を導入する。</p> <p>    &lt;取組状況・改善点&gt;</p> <p>    令和3年度には、防犯カメラを交番4か所、駐在所31か所に設置した。カウンターパネルについては令和2年度に県下全ての交番に設置済みである。</p>								
(廃止) 直轄警察犬舎 建設事業	0	5,736	△5,736					
トータルコスト	0千円（前年度 6,528千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	契約・監理							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
事業完了のため廃止する。								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

4目 運転免許費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
運転免許・認知症等運転者対策費	〔債務負担行為〕 234,903	〔債務負担行為〕 0	〔債務負担行為〕 234,903			〔債務負担行為〕 〈手数料〉 122,548	〔債務負担行為〕 112,355	
	316,065	227,442	88,623			〈手数料〉 202,516	113,549	
トータルコスト	567,536千円（前年度 476,877千円）〔正職員：27.2人 会計年度任用職員：13.0人〕							
主な業務内容	企画調整、運転免許試験の実施、免許証作成、免許証更新申請の受付・交付業務、認知症等検査、相談対応							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(1) 運転免許関係 自動車運転免許試験、仮免許試験、一般試験者の路上試験、自動車運転免許試験場運営等に要する経費並びに自動車運転免許証の交付に要する経費、ICカード運転免許証の作成及び免許情報ファイリングシステムに要する経費</p> <p>(2) 認知症等運転者対策 看護師など医療関係者としての専門知識を有する安全運転相談員が、運転免許センターにおいて、認知機能の低下が疑われる運転免許更新者等から相談を受理するとともに、認知症スクリーニング機器による簡易検査等を行い、症状に対応できる医療機関への受診勧奨等を実施することにより認知症等の早期発見・対策を促進するとともに、高齢者の交通事故防止を推進する経費</p> <p>2 主な事業内容 自動車運転免許試験、免許証の交付、認知症等運転者対策に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許試験に係る委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新通知業務委託</li> <li>・仮免許業務委託</li> <li>・免許センター除雪委託</li> </ul> </li> <li>○ 免許証の作成に係る消耗品の購入・保守委託等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカード基体等消耗品の購入</li> <li>・ICカード運転免許証用追記装置リース料</li> <li>・ICカード運転免許証発行に必要な機器リース料及び保守委託料</li> </ul> </li> <li>○ 技能試験官養成委託</li> <li>○ 運転免許撮影装置改修</li> <li>○ 新運転者管理システム共通基盤移行経費</li> <li>○ 安全運転相談窓口の専用ダイヤル回線料等</li> <li>○ 債務負担行為 新運転者管理システム移行ほか 234,903千円（令和5年度から令和9年度）</li> </ul> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>&lt;事業目標&gt;</p> <p>(1) 運転免許事務を適正かつ効率的に実施する。</p> <p>(2) 認知症等一定の病気に関する相談業務を適切に行い、高齢者等の交通事故防止を推進する。</p> <p>&lt;取組状況・改善点&gt;</p> <p>(1) 運転免許に係る適性試験、学科試験、技能試験等を行い、運転免許証を交付する等適正な運転免許行政を行っている。</p> <p>(2) 認知症等一定の病気に関する相談を受け、自動車の運転に支障を及ぼす可能性のある一定の病気のおそれが認められる場合は、医療機関への受診勧奨等を行っている。</p>								



令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線：8502)

5目 恩給及び退職年金費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職年金費	17,580	18,426	△846				17,580	
トータルコスト	18,369千円 (前年度 19,218千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	支給手続に係る連絡調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>恩給とは官吏を対象とした年金制度であり、昭和37年12月の共済組合制度発足以降の在職者には適用されない。</p> <p>今日の恩給制度は、各共済制度に移行する（昭和37年11月30日）以前に退職した者や死亡した者の遺族に対する恩給及び退職年金の給付を目的としている。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>昭和37年11月以前に警察を退職した者に対する普通恩給・扶助料</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>&lt;事業目標&gt;</p> <p>恩給法など関係法令に基づく適正な裁定及び支給を行う。</p> <p>&lt;取組状況・改善点&gt;</p> <p>「恩給法」及び「鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例」に基づく適正な裁定及び支給を行っている。</p>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

2項 警察活動費

会計課（内線：8502）

1目 一般警察活動費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
一般警察活動 ・人材育成費	113,968	〔債務負担行為〕 956 116,628	〔債務負担行為〕 △956 △2,660	39,352		〈雑入〉 22,249	52,367	
トータルコスト	2,401,386千円（前年度 2,443,481千円） [正職員：289.7人 会計年度任用職員：1.0人]							
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県議会との連絡調整、情報公開申請受付、物品調達・出納・保管、歳入歳出予算管理、会計業務の指導改善、被留置者の生活管理・護送及び留置施設視察委員に関する業務</li> <li>○ 職員採用試験案内の学校説明、受験者への連絡、試験の実施、採用手続、勤務制度・組織定員・給与・人事に関する企画・管理、訓令その他の重要な公文書類の審査、警察共済組合・警察職員互助会の事業の企画・広報・運営、監察、表彰・懲戒業務、訴訟事務</li> <li>○ 職員の指導・訓練、職務倫理研修、術科訓練の監督・指導、各種術科大会の開催及び部外競技会への参加</li> </ul>							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>警察用電話回線専用料等の通信経費、警察署留置施設の管理・運営、警察職員の募集及び採用業務、議会出席・監査・採用試験・事務連絡等の出張に必要な旅費・航空賃、公用車の有料道路通行料、職員の指導・訓練に要する経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 総務課、広報県民課、会計課の職員旅費等運営に要する経費及び警察用電話回線専用料、事務連絡用携帯電話使用料等基本経費 45,732千円</p> <p>(2) 留置施設の管理運営に要する経費 28,385千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被留置者食糧費、医療費及び警察嘱託医謝金等</li> <li>○ 留置施設視察委員（4人）に係る報酬等</li> </ul> <p>(3) 警察職員の募集及び採用に要する経費並びに警務課、厚生課、監察課の職員旅費等運営に要する経費 11,238千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適性・身体検査料、SPI3委託料、試験会場借上料、新聞広告料等</li> </ul> <p>(4) 警察職員の研修、各種研修、術科訓練、術科大会、各種学校入校旅費及び捜査員等養成に要する経費 28,613千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部内通訳人養成（語学研修）</li> <li>○ 知能犯捜査員養成（経理専門学校での研修）</li> <li>○ サイバー犯罪捜査員養成（情報系専門学校での研修）</li> <li>○ 大型免許取得等</li> </ul> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>＜事業目標＞</p> <p>(1) 警察活動の基盤となる業務を円滑に推進する。</p> <p>(2) 警察職員の実務能力を向上させ、人的基盤を強化する。</p> <p>＜取組状況・改善点＞</p> <p>(1) 警察官採用試験において、多様な人材を獲得する目的として、令和元年度からいわゆる公務員試験対策を不要とした教養試験（SPI3）を導入した。</p> <p>(2) 各種研修を行うことにより、必要な知識・技能の習得、能力のさらなる向上を図っている。</p>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線：8502)

2目 刑事警察費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
捜査活動運営費	〔債務負担行為〕 230 191,859	〔債務負担行為〕 265 201,125	〔債務負担行為〕 △35 △9,266	31,518			〔債務負担行為〕 230 160,341	
トータルコスト	2,875,633千円 (前年度 2,867,453千円) [正職員：339.6人 会計年度任用職員：2.0人]							
主な業務内容	凶悪犯・粗暴犯・盗犯・知能犯・選挙違反等の犯罪捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致、暴力団対策業務、銃器犯罪対策業務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>刑法犯等の事件捜査及び暴力団対策法に基づく事件捜査、暴力団への行政上の措置、暴力団追放事業を行うために必要な諸経費並びにパトカー勤務員及び交番・駐在所員に対し、防弾帽・防弾衣・防弾楯を整備するための経費</p>								
2 主な事業内容								
(1) 犯罪捜査活動に要する経費 81,008千円								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 捜査報償費、外国語通訳謝金、外国語通訳協力謝金及び招請旅費等</li> <li>○ 犯罪捜査活動用資機材・スマートフォン等解析機器の整備、録音・録画装置の計画的更新</li> <li>○ 死亡時画像検査料、調査解剖委託料等</li> </ul>								
(2) 初動捜査支援システムの整備に要する経費 100,596千円								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初動捜査支援システムのリース料・回線料等</li> <li>○ 可搬型初動捜査支援システムのリース料</li> <li>○ 債務負担行為 捜査支援カメラ賃借料 230千円 (令和5年度)</li> </ul>								
(3) 暴力団対策法施行に要する経費 5,756千円								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所選任責任者講習委託料</li> <li>○ 暴力追放県民大会部外講師等謝金・招請旅費</li> </ul>								
(4) 銃器犯罪対策に要する経費 4,499千円								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初動措置対応資機材の整備</li> </ul>								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<p>&lt;事業目標&gt;</p> <p>(1) 重要犯罪・重要窃盗犯に捜査の重点を置き、客観的証拠の収集及び早期検挙に努める。</p> <p>(2) 特殊詐欺被害実行犯及び助長犯の取締りを強化し、被害拡大防止措置を推進する。</p> <p>(3) 他府県警と連携した検挙活動を実施し、総合的な暴力団対策、薬物・銃器対策を推進する。</p> <p>(4) 国際犯罪組織の取締り及び国際犯罪組織を助長する犯罪インフラ事犯の取締りを推進する。</p> <p>&lt;取組状況・改善点&gt;</p> <p>(1) 犯罪発生時には組織の総合力を発揮し、初動捜査を最大限の体制・スピードをもって遂行するとともに、防犯カメラ映像など客観的証拠資料の収集等により事件の早期解決に努めている。</p> <p>(2) 暴力団構成員等の検挙にとどまることなく、暴力団の組織的関与を明らかにして、資金源犯罪の取締りを徹底し、資金源の遮断に努めている。</p> <p>(3) 来日外国人犯罪対策として、組織性・悪質性の高い犯罪に重点をおいた取締りと犯罪インフラ事犯に関する情報収集、分析強化及び積極的な事件化を推進し、国際犯罪組織の壊滅に向け取り組んでいる。</p>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線：8502)

2目 刑事警察費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
犯罪被害者支援事業	14,481	14,037	444	2,740			11,741									
トータルコスト	129,617千円 (前年度 127,307千円) [正職員：14.6人]															
主な業務内容	犯罪被害者に対する各種施策の企画・調査及び総合調整															
工程表の政策内容	—															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>犯罪被害者に対する保護、被害の回復、軽減及び犯罪捜査活動における被害者の負担を軽減するための各種施策に要する経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 犯罪被害者支援の推進に要する経費 5,481千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者カウンセラー謝金</li> <li>○ 被害者の負担軽減のための解剖遺体搬送料、診断書料等</li> <li>○ 犯罪被害者等緊急避難場所確保事業補助金</li> </ul> <p>[補助金の概要] (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>補助対象事業・補助対象経費</th> <th>実施主体</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県犯罪被害者等緊急避難場所確保事業補助金</td> <td>犯罪被害者等に対して緊急避難場所を提供するための経費</td> <td>(公社) とっとり被害者支援センター</td> <td>394</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 犯罪被害者民間支援団体「公益社団法人とっとり被害者支援センター」の事業 9,000千円</p> <p>運営を支援するための交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ とっとり被害者支援センターの主な事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害相談に関する事業</li> <li>・ 犯罪被害者等給付金の裁定申請手続の補助に関する事業</li> <li>・ 物品の供与又は貸与、役務の提供等の直接的支援に関する事業</li> <li>・ 自助グループへの支援に関する事業</li> <li>・ 広報及び啓発活動に関する事業</li> <li>・ 犯罪被害相談員、被害者支援ボランティアの養成・研修に関する事業</li> <li>・ 性暴力被害者支援に関する事業</li> </ul> </li> </ul> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>&lt;事業目標&gt;</p> <p>犯罪被害者等に対する支援を充実させるとともに、関係機関等との連携強化を図る。</p> <p>&lt;取組状況・改善点&gt;</p> <p>(1) 外部講師による講演会や研修会を開催し、被害者支援について理解を深め、効果的かつきめ細やかな支援活動を推進している。</p> <p>(2) 犯罪の被害者等は、犯罪によって身体的、精神的及び経済的な被害を被ることから、被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、様々な公費によるサポートを行っている。</p> <p>(3) 民間被害者支援団体や関係機関との連携強化による支援を実施している。</p>									補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	金額	鳥取県犯罪被害者等緊急避難場所確保事業補助金	犯罪被害者等に対して緊急避難場所を提供するための経費	(公社) とっとり被害者支援センター	394
補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	金額													
鳥取県犯罪被害者等緊急避難場所確保事業補助金	犯罪被害者等に対して緊急避難場所を提供するための経費	(公社) とっとり被害者支援センター	394													

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 刑事警察費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活安全活動 運 営 費	17,371	14,696	2,675	4,241			13,130	
トータルコスト	616,564千円（前年度 616,475千円）〔正職員：74.9人 会計年度任用職員：3.0人〕							
主な業務内容	犯罪予防活動、街頭監視カメラの設置促進、酩酊者・行方不明者・迷子その他応急の救護を要する者の保護、少年指導委員との連絡調整・街頭補導活動、公害関係・風俗・売春事犯等の取締り							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 犯罪予防及び犯罪捜査活動に要する経費								
(2) 少年非行防止・犯罪被害防止のための情報発信及び各種イベントを開催するなど、地域警察活動の推進に寄与している「鳥取県防犯連合会」の活動に対する補助								
(3) 特殊詐欺被害防止に関する専門的知識を有する警察官OBを会計年度任用職員として雇用し特殊詐欺被害防止のための諸活動を実施する経費								
2 主な事業内容								
(1) 犯罪予防、特別法犯の捜査取締活動に要する経費並びに少年非行防止、補導活動に要する経費 16,262千円								
○ 捜査報償費、捜査資機材購入費								
○ 少年健全育成指導員等謝金及び研修会等出席旅費								
○ 大学生サポーター研修会等								
○ 子ども緊急通報システム撤去経費								
○ 自転車防犯登録情報等照会業務に係るツール開発経費								
○ 鳥取県防犯連合会補助金								
〔補助金の概要〕 (単位：千円)								
補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	金額					
鳥取県防犯連合会補助金	青少年の健全育成と防犯活動を推進する事業	(公社)鳥取県防犯連合会	1,200					
(2) 特殊詐欺被害防止対策に要する経費 1,109千円								
○ テレビCM等を活用した特殊詐欺被害防止広報経費等								
3 事業目標・取組状況・改善点								
＜事業目標＞								
(1) 「非行を生まない社会づくり」の推進のため、児童虐待やいじめ等事案について関係機関と連携し、少年の福祉を害する犯罪の取締り及び有害環境対策を推進する。								
(2) ストーカー規制法等に基づく検挙、行政措置、被害者支援等被害者及びその親族等の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進する。								
(3) 特殊詐欺被害防止対策を推進する。								
＜取組状況・改善点＞								
(1) 少年警察補導員やスクールサポーターによる非行防止・犯罪被害防止教室等の開催等により、少年の規範意識の醸成を図るとともに、違法・有害情報へのアクセスを防止するための各種広報活動を実施し、児童ポルノ事犯等の被害防止に努めた。								
(2) ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案は、常に組織的な対応を行い、関係機関等と連携した的確な被害者等の保護措置を講じるとともに、積極的な事件化を図るなど、被害者等の安全確保を最優先とした取組を推進した。								
(3) 警察官OBの特殊詐欺被害防止アドバイザーによる金融機関やコンビニ等の従業員に対する防犯指導や声掛け訓練を実施し、特殊詐欺被害を水際で阻止する体制を構築するとともに、各地区での高齢者訪問活動など顔の見える広報啓発を行った。またチラシ、テレビ等の広報媒体を活用し、タイムリーな被害防止活動に努めた。								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線：8502)

2目 刑事警察費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
サイバー犯罪 対策費	〔債務負担行為〕 19,221 8,218	〔債務負担行為〕 0 9,795	〔債務負担行為〕 19,221 △1,577	1,365			〔債務負担行為〕 19,221 6,853	
トータルコスト	155,686千円 (前年度 165,839千円) [正職員：18.7人]							
主な業務内容	企画・調整、犯罪の取締り							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 サイバー犯罪等の捜査活動に要する経費</p> <p>2 主な事業内容 サイバー犯罪等の捜査活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サイバー犯罪捜査に係る捜査費</li> <li>○ 捜査用情報収集システムリース料</li> <li>○ 解析用機器及び解析用ソフトウェアの保守委託料</li> <li>○ 債務負担行為 捜査用情報収集システム賃借料 19,221千円 (令和5年度から令和10年度)</li> </ul> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>〈事業目標〉 産学官の連携等によるサイバーセキュリティ対策及びサイバー空間の脅威の低減対策、サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策を推進する。</p> <p>〈取組状況・改善点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 民間研修の受講やサイバーセキュリティ対策アドバイザー等による教養の開催等を行い、警察の対処能力の強化を推進している。</li> <li>(2) サイバー犯罪捜査等で必要とされる情報解析のための情報収集・分析用機材及び解析用資機材を整備した。</li> <li>(3) 産学官が連携した「鳥取県サイバーセキュリティ対策ネットワーク」を構築し、意見交換、講演会、情報発信、アンケート等を実施するなど、サイバー犯罪対策を推進している。</li> </ul>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 刑事警察費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鑑識活動運営費	113,045	$\left[ \begin{array}{l} \text{債務負担行為} \\ 47,943 \\ 108,863 \end{array} \right]$	$\left[ \begin{array}{l} \text{債務負担行為} \\ \Delta 47,943 \\ 4,182 \end{array} \right]$	8,145			104,900	
トータルコスト	460,985千円（前年度 458,298千円） [正職員：43.4人 会計年度任用職員：2.0人]							
主な業務内容	犯罪・事故現場における指紋・足こん跡・写真撮影その他資料収集、資料等の分析・鑑定業務及び科学捜査研究所における法医学・物理学・化学・心理学等による鑑定・検査							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>犯罪鑑識捜査、警察署以下の鑑識用消耗品、警察犬の運用等、鑑識捜査運営に要する経費及び鳥取県指紋情報管理システムの運用経費</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 犯罪鑑識活動及び科学捜査資器材の整備に要する経費 <span style="float:right">61,853千円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嘱託警察犬出動・借上謝金</li> <li>○ 鑑定機器リース料及び保守委託料</li> <li>○ 捜査用一眼レフデジタルカメラ、現場写真作成装置購入</li> <li>○ 鑑識活動や科学捜査研究所における鑑定等に必要な消耗品等</li> </ul> <p>(2) 鳥取県指紋情報管理システムの運用等に要する経費 <span style="float:right">51,192千円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ システムリース料</li> </ul>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>&lt;事業目標&gt;</p> <p>客観的証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、関連資機材を整備するとともに、現場鑑識活動の更なる徹底及び科学捜査の高度化を推進する。</p> <p>&lt;取組状況・改善点&gt;</p> <p>(1) 徹底した現場鑑識活動及び高度な科学捜査に資する関連資機材の整備を進めている。</p> <p>(2) 各種学会への参加により、新たな鑑定方法を取得し、科学鑑定に役立てている。</p> <p>(3) 似顔絵作成コンクール、鑑識技術コンクール、現場鑑識競技会を開催し、現場警察官の鑑識技能の向上を図っているほか、DNA型鑑定等各種鑑定、検査を実施している。</p>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

3目 交通指導取締費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通指導取締費	62,438	〔債務負担行為〕 152,948 61,990	〔債務負担行為〕 △152,948 448	15,258		〈手数料〉 50 〈過料等〉 7,036 〈雑入〉 1,278	38,816	
トータルコスト	868,077千円（前年度 879,893千円）〔正職員：101.8人 会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	交通指導取締り、交通事故処理、交通事件捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致 違法駐車対策の企画・指導等、委託業務の指導監督、放置違反金徴収事務 交通反則行為の処理、交通反則金の徴収事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 交通事故捜査、交通指導取締り、交通反則金の事務処理等に要する経費及び放置車両確認標章取 付けの民間委託等に係る経費								
2 主な事業内容								
(1) 交通犯罪、交通違反の捜査・取締り並びに交通事故処理等に要する経費 37,839千円								
○ 捜査報償費、地域交通安全活動推進委員謝金等								
○ 交通取締り用機材の整備								
○ 3Dレーザースキャナー及び図化システムリース料								
○ デジタル式飲酒検知器の増強整備								
○ 定置式速度測定装置の更新整備								
(2) 違法駐車対策に要する経費 22,164千円								
○ 放置駐車違反管理システムのリース料								
○ 放置車両確認事務の外部委託								
(3) 交通反則金の徴収事務等に要する経費 2,435千円								
○ 反則通告郵送料								
○ 納付書等印刷費								
3 事業目標・取組状況・改善点								
〈事業目標〉								
交通死亡事故抑止のため、高齢者対策、飲酒運転対策等、交通事故情勢を踏まえた効果的な各種 交通事故防止対策を推進する。								
〈取組状況・改善点〉								
「第10次鳥取県交通安全計画」（平成28年度～令和2年度）において設定された、年間の交通事 故死者数20人以下、死傷者数950人以下とする目標の達成に向け、各種交通事故抑止対策を推進し た。対策の一環として、道路交通秩序の維持のため、交通事故抑止に資する交通指導取締りを強化し た。								



# 令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

## 3目 交通指導取締費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全対策費	21,412	21,323	89			<手数料> 6,755	14,657	
トータルコスト	122,999千円（前年度 129,624千円）〔正職員：11.8人 会計年度任用職員：3.0人〕							
主な業務内容	交通安全に係る講習会・巡回指導の実施、交通安全運動の実施に係る企画・広報、交通事故の統計分析、道路使用許可申請の受理・審査・許可、交通安全教育の実施							
工程表の政策内容	—							

### 事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

- (1) 交通事故分析、交通安全広報及び交通安全対策、道路使用許可条件の履行状況及び原状回復の確認調査に要する経費並びに交通安全活動を行う団体への補助金に係る経費
- (2) 地域に密着した出前型講習及び高齢者宅訪問講習等の交通安全教育を実施するため、鳥取、倉吉、米子警察署にシルバー・セイフティ・インストラクター（警察官OBの会計年度任用職員）を各1人配置（3人継続）する。

#### 2 主な事業内容

交通事故防止、交通安全思想の普及活動等に要する経費

- 鳥取県交通安全協会補助金、自動車安全運転センター補助金
- 道路情報提供業務委託料
- 交通安全活動推進センター業務委託料（道路使用許可に関する調査）

#### [補助金の概要]

（単位：千円）

補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	金額
鳥取県交通安全協会補助金	交通安全に関する広報啓発、運転者に対する安全運転講習及び交通弱者向けの交通安全教育	（一財）鳥取県交通安全協会	2,100
自動車安全運転センター補助金	交通違反累積点数が免許の効力の停止処分を受ける直前の点数に達した運転免許所持者にその旨を通知する事業	自動車安全運転センター	440
合 計			2,540

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

##### <事業目標>

交通死亡事故抑止のため、高齢者対策、飲酒運転対策等、交通事故情勢を踏まえた効果的な各種交通事故防止対策を推進する。

##### <取組状況・改善点>

- (1) 関係機関・団体等と連携し、県民に対する交通安全思想の普及浸透等に努めている。
- (2) 交通管制システム等により収集・分析したデータを交通情報として広く提供し、交通渋滞や交通公害の緩和を推進している。
- (3) 県下3警察署にシルバー・セイフティ・インストラクターを各1人配置し、参加体験実践型の高齢者講習や高齢者宅訪問活動を実施して、交通安全の啓発や反射材用品の配布等を行っている。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

3目 交通指導取締費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
地域警察運営費	16,821	18,055	△1,234	737			16,084									
トータルコスト	2,816,351千円（前年度 2,830,802千円）[正職員：355.0人]															
主な業務内容	警ら活動、交番・駐在所での各種事案処理、鉄道警察活動、雑踏警備、水難・山岳遭難等及び災害発生時の救助活動、防災機関との連絡調整 災害対策の企画・立案、関係機関との調整、調達業務															
工程表の政策内容	—															
事業内容の説明																
1 事業の目的・概要 (1) 交番・駐在所等の地域警察活動、山岳遭難救助活動、雑踏警備・災害警備、機動隊アクアラング部隊等の地域活動に要する経費 (2) 東日本大震災への警察対応で得られた反省・教訓等を踏まえ、県警察における災害対策の見直しの検討、初動態勢の確立等必要な対策を推進していく上で必要な経費																
2 主な事業内容 (1) 地域警察の運営及び山岳救助活動等に要する経費 <span style="float: right;">15,795千円</span> ○ 山岳遭難救助訓練部外講師謝金及び大山遭難防止協会補助金等 ○ 潜水具等資機材整備、アクアラング用ボンベ点検料等 ○ 訪日外国人対策に要する経費 パトカーの車体に「POLICE」表記																
[補助金の概要] <span style="float: right;">（単位：千円）</span>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">補助金名</th> <th style="width: 40%;">補助対象事業・補助対象経費</th> <th style="width: 20%;">実施主体</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大山遭難防止協会補助金</td> <td>大山における遭難防止活動、遭難救助活動その他必要な事業</td> <td>大山遭難防止協会</td> <td style="text-align: right;">1,280</td> </tr> </tbody> </table>									補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	金額	大山遭難防止協会補助金	大山における遭難防止活動、遭難救助活動その他必要な事業	大山遭難防止協会	1,280
補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	金額													
大山遭難防止協会補助金	大山における遭難防止活動、遭難救助活動その他必要な事業	大山遭難防止協会	1,280													
(2) 災害に係る危機管理体制の点検及び構築に要する経費 <span style="float: right;">1,026千円</span> ○ 警察職員安否確認・非常招集システムの運用 ○ ドローン講習委託、レスキューチェーンソー購入																
3 事業目標・取組状況・改善点 <事業目標> (1) 地域における問題解決活動、警察官による直接「顔の見える」活動等、各種犯罪抑止対策を推進する。 (2) 災害警備計画等各種基本計画の策定及び見直しや、各種訓練の反復実施、装備資機材の整備を行うとともに、関係機関との連携を強化する。 (3) テロの水際対策の推進、爆発物原料販売事業所等に対する管理者対策を行うとともに、テロリスト等が利用する可能性のある施設や事業者等に対する訓練や管理者対策を推進し、部隊対処能力の向上を図る。																
<取組状況・改善点> (1) 交番・駐在所、自動車警ら隊等で構成させる地域警察部門では、各種警察事象に的確に対応するため講習会や訓練を実施し、県民に対する治安サービスの確保に努めている。 (2) 訪日外国人に対し、外国語コールセンターを活用してもらう。 (3) 大規模災害等での全国警察一丸となった警察活動を強力に推進するため、災害警備実動訓練を実施している。																

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

3目 交通指導取締費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
通信指令・総合指揮システム運営費	141,786	141,294	492	11,736			130,050	
トータルコスト	273,482千円（前年度 273,575千円）〔正職員：16.7人〕							
主な業務内容	110番の受理・対応、通信指令システム等の維持管理、警察用無線機の運用・管理							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>110番通報に対応する通信指令業務のスピード化のため整備した通信指令システム及び大規模災害・重大突発事案の発生時等に対策拠点となる総合指揮室において迅速な情報収集と的確な対応を図るため整備した総合指揮システムの運営に要する経費、並びに無線機及び分散局の運用に関する経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>通信指令・総合指揮システムの管理運営に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信指令・総合指揮システムのリース料</li> <li>○ システム用住宅地区・道路地区等データ使用料</li> <li>○ デジタル無線機用分散局と警察署間の回線料</li> <li>○ 高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）データ端末回線料</li> </ul> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>＜事業目標＞</p> <p>通信指令・総合指揮システムの総合的な整備・充実を図り、初動警察活動を的確に推進する。</p> <p>＜取組状況・改善点＞</p> <p>令和3年2月に通信指令システムの更新を完了し、運用を継続しているところであるが、引き続き初動警察刷新強化の定着化に向けた取組を実施していく。</p>								

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

3目 交通指導取締費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全施設整備費(信号機等整備事業)	1,227,873	〔債務負担行為〕 8,800 1,263,537	〔債務負担行為〕 △8,800 △35,664	160,143	<93,500> 120,000		947,730	県費負担額 1,041,230
トータルコスト	1,354,838千円（前年度1,389,481千円） [正職員：16.1人]							
主な業務内容	企画・管理、地元説明・調整、設計、工事発注、進行管理、関係機関及び国との調整							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業概要

交通の安全確保及び円滑化のため、交通管制、信号機、道路標識及び道路標示等交通安全施設の整備並びに既設安全施設の維持管理を行う。

2 事業計画

（単位：千円）

区分	主な内容	事業費
工事費	交通管制・信号機 信号制御機 75基更新 信号機 1基新設 電源付加装置 4基新設、3基更新	477,655
	道路標識	148,119
	道路標示	217,130
	小計	842,904
調査費・事務費	リース料・消耗品費等	6,323
システムリース料	交通管制システム	34,043
維持保守費	電気代、回線料、保守委託、修繕料	344,603
合計		1,227,873

- 安心・安全な交通環境を確保するため、信号制御機75基を更新
- 大規模災害等に伴う信号機滅灯対策として、信号機電源付加装置を整備（4基新設、3基更新）
- 視覚障がい者等の移動の円滑化のため、歩行者支援装置を2交差点に設置

※ 歩行者支援装置… Bluetoothを活用してスマートフォン等に歩行者信号の表示に関する情報を送信する機能（高度化PICS：歩行者等支援情報通信システム）を有した装置

〔信号機新設箇所〕

区分	設置箇所	路線名	信号機種別
交通事故防止対策 通学路安全対策	鳥取市徳尾	市道古海高住線	押ボタン式

3 事業目標・取組状況

<事業目標>

適切な交通規制の実施及び交通安全施設の整備を行い、交通の安全と円滑を確保する。

<取組状況>

歩行者、特に高齢者や子どもなどが安心して通行できる交通環境及び安全で円滑な交通環境の整備を図るため、信号機等の交通安全施設の整備等を実施している。

（注）起債欄の< >書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

4目 装備費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
装備費	269,138	255,147	13,991	57,542			211,596	
トータルコスト	352,730千円（前年度 335,941千円）〔正職員：10.6人〕							
主な業務内容	車両の維持補修、装備品の調達・管理、警察用ヘリコプターの整備 ヘリコプターテレビシステムの運用・管理							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 警察車両・船舶の整備用消耗品、燃料及び警察用車両、活動用資機材の購入に必要な経費								
(2) 警察用ヘリコプターの点検に伴う整備委託に要する経費、警備用消耗品、燃料及び運用に必要な整備品の購入に必要な経費								
(3) 緊急事態発生時に現場等の状況をヘリコプターに装備したカメラで撮影し、映像配信するヘリコプターテレビシステムの維持に要する経費								
2 主な事業内容								
(1) 警察車両等維持管理に要する経費 122,390千円								
○ 警察車両整備								
○ 警察車両に係る燃料、修繕料、消耗品等								
(2) 警察航空機（ヘリコプター）の運用に要する経費 139,708千円								
○ 航空機に係る点検整備								
○ 航空機に係る燃料、修繕料、整備用消耗品等								
(3) ヘリコプターテレビシステムの運用に要する経費 7,040千円								
○ 機上設備の保守委託料								
○ 地上設備の保守委託料								
3 事業目標・取組状況・改善点								
＜事業目標＞								
警察活動に不可欠な警察車両やヘリコプター等を整備し、警察活動における機動力を確保する。								
＜取組状況・改善点＞								
車両以外にも航空機、船舶を配備しており、通信指令システムや警察無線と連携し、機動力を生かした早急な現場臨場、捜査活動等の警察活動を行うほか、山岳救助等災害における警備活動を行っている。								

令和4年度当初予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

(単位:千円)

款 項 目 節 別	9 款							
	警察費 予算額	うち警察本部						
		1 項 警察管理費	1 目 公 安 委員会費	2 目 警察本部費	3 目 警察施設費	4 目 運転免許費	5 目 恩給及び退 職年金費	
1 報 酬	193,719	193,719	193,454	6,072	187,382			
2 給 料	5,632,364	5,632,364	5,632,364		5,632,364			
3 職 員 手 当 等	4,771,100	4,771,100	4,771,100		4,771,100			
時 間 外 勤 務 手 当	1,179,629	1,179,629	1,179,629		1,179,629			
特 殊 勤 務 手 当	87,638	87,638	87,638		87,638			
退 職 手 当	542,060	542,060	542,060		542,060			
そ の 他 の 手 当	2,800,371	2,800,371	2,800,371		2,800,371			
児 童 手 当	161,402	161,402	161,402		161,402			
4 共 済 費	1,908,779	1,908,779	1,908,779		1,908,779			
職 員 に 係 る も の	1,873,308	1,873,308	1,873,308		1,873,308			
賃 金 に 係 る も の	35,471	35,471	35,471		35,471			
5 災 害 補 償 費	11,228	11,228	11,228		11,228			
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	17,580	17,580	17,580					17,580
7 報 償 費	56,079	56,079	43,530	219	43,311			
8 旅 費	102,052	102,052	57,746	899	56,727		120	
費 用 弁 償	7,593	7,593	7,529	800	6,709		20	
普 通 旅 費	89,871	89,871	49,300	30	49,170		100	
特 別 旅 費	4,588	4,588	917	69	848			
9 交 際 費	350	350	350	50	300			
10 需 用 費	691,812	691,812	350,274	7,721	219,352	39,055	84,146	
食 糧 費	16,648	16,648	444		444			
そ の 他 の 需 用 費	675,164	675,164	349,830	7,721	218,908	39,055	84,146	
11 役 務 費	321,367	321,367	73,149	1,527	64,437	4,939	2,246	
12 委 託 料	1,138,962	1,138,962	817,635	210,754	144,998	267,956	193,927	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	850,677	850,677	514,645	17,316	390,583	71,510	35,236	
14 工 事 請 負 費	1,286,855	1,286,855	443,951			443,951		
15 原 材 料 費								
16 公 有 財 産 購 入 費	1,900	1,900	1,900			1,900		
17 備 品 購 入 費	51,288	51,288	14,691	2,655	12,036			
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	26,985	26,985	12,326	113	11,404	809		
19 扶 助 費								
20 貸 付 金								
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	44	44	44		44			
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	15	15						
23 投 資 及 び 出 資 金								
24 積 立 金								
25 寄 付 金								
26 公 課 費	9,096	9,096	9,096	54	8,652		390	
27 繰 出 金								
予 備 費								
計	17,072,252	17,072,252	14,873,842	247,380	13,462,697	830,120	316,065	17,580
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	334,914	334,914	2,137		2,137		
	起 債	432,000	432,000	312,000		312,000		
	そ の 他	862,329	862,329	824,961	240,291	299,152	83,002	202,516
	一 般 財 源	15,443,009	15,443,009	13,734,744	7,089	13,161,408	435,118	113,549

(単位:千円)

款 項 目		2項				
		警察活動費	1目 一般警察 活動費	2目 刑事警察費	3目 交通指導 取締費	4目 装備費
節 別						
1	報酬	265	265			
2	給料					
3	職員手当等					
	時間外勤務手当					
	特殊勤務手当					
	退職手当					
	その他の手当					
	児童手当					
4	共済費					
	職員に係るもの					
	賃金に係るもの					
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	報償費	12,549	570	10,442	1,537	
8	旅費	44,306	19,219	20,243	4,844	
	費用弁償	64	37	14	13	
	普通旅費	40,571	18,871	17,347	4,353	
	特別旅費	3,671	311	2,882	478	
9	交際費					
10	需用費	341,538	21,728	34,968	137,855	146,987
	食糧費	16,204	16,204			
	その他の需用費	325,334	5,524	34,968	137,855	146,987
11	役務費	248,218	60,021	59,134	124,455	4,608
12	委託料	321,327	7,913	33,601	171,001	108,812
13	使用料及び賃借料	336,032	3,527	159,139	173,366	
14	工事請負費	842,904			842,904	
15	原材料費					
16	公有財産購入費					
17	備品購入費	36,597	653	16,710	10,503	8,731
18	負担金、補助及び交付金	14,659	72	10,737	3,850	
19	扶助費					
20	貸付金					
21	補償、補填及び賠償金					
22	償還金、利子及び割引料	15			15	
23	投資及び出資金					
24	積立金					
25	寄付金					
26	公課費					
27	繰出金					
	予備費					
	計	2,198,410	113,968	344,974	1,470,330	269,138
財源内訳	国庫支出金	332,777	39,352	48,009	187,874	57,542
	起債	120,000			120,000	
	その他	37,368	22,249		15,119	
	一般財源	1,708,265	52,367	296,965	1,147,337	211,596

節の明細

項	目	金額(千円)等
9款	警察費	
1項	警察管理費	
1目	公安委員会費	
	報酬	公安委員 3人
	負担金、補助及び交付金	・警備業共同検定実施負担金 113
2目	警察本部費	
	報酬	警察署協議会委員 74人 会計年度任用職員 91人 特別職非常勤職員 11人
	給料	警察官 1,231人 定数外警察官 16人 一般職員 220人 定数外一般職員 1人
	負担金、補助及び交付金	・警察共済組合事務費負担金 23 ・鳥取県自動車整備振興会負担金 82 ・(一財)鳥取県交通安全協会負担金 274 ・安全運転運行管理者協議会負担金 380 ・境港市同報無線利用者協議会負担金 5 ・OSS推進協議会負担金 10,637 ・鳥取県産業看護協会会費 3
3目	警察施設費	
	負担金、補助及び交付金	・交番等施設管理負担金 777 ・営繕積算システム負担金 17 ・鳥取県運転免許センター温泉水負担金 15
2項	警察活動費	
1目	一般警察活動費	
	報酬	留置施設視察委員 4人
	負担金、補助及び交付金	・部外競技会参加負担金 72
2目	刑事警察費	
	負担金、補助及び交付金	・(公社)鳥取県防犯連合会補助金 1,200 ・犯罪被害者民間支援団体補助金 394 ・犯罪被害者民間支援団体交付金 9,000 ・学会負担金 143
3目	交通指導取締費	
	負担金、補助及び交付金	・(一財)鳥取県交通安全協会補助金 2,100 ・自動車安全運転センター補助金 440 ・大山遭難防止協会補助金 1,280 ・部外競技会参加負担金 30
	償還金、利子及び割引料	・放置違反金還付金 15



**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
令和4年度 安全運転講習費	会計課	千円 6,080		千円 0	令和5年度から 令和9年度まで	千円 6,080			千円 6,080	千円 0
令和4年度 警察情報システム運営 費	会計課	1,023,546		0	令和5年度から 令和11年度まで	1,023,546				1,023,546
令和4年度 運転免許・認知症等運 転者対策費	会計課	234,903		0	令和5年度から 令和9年度まで	234,903			122,548	112,355
令和4年度 捜査活動運営費	会計課	230		0	令和5年度	230				230
令和4年度 サイバー犯罪対策費	会計課	19,221		0	令和5年度から 令和10年度まで	19,221				19,221

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成19年度 警察官待機宿舍賃借料	会計課	388,800	平成20年度から 令和3年度まで	272,160	令和4年度から 令和9年度まで	116,640			31,104	85,536
平成20年度 警察官待機宿舍賃借料	会計課	194,400	平成21年度から 令和3年度まで	126,360	令和4年度から 令和10年度まで	68,040			18,900	49,140
平成21年度 警察官待機宿舍賃借料	会計課	194,400	平成22年度から 令和3年度まで	116,640	令和4年度から 令和11年度まで	77,760			21,600	56,160
平成22年度 警察官待機宿舍賃借料	会計課	137,520	平成23年度から 令和3年度まで	75,636	令和4年度から 令和12年度まで	61,884			21,735	40,149
平成24年度 ヘリコプターテレビシ ステム整備事業費	会計課	235,514	平成25年度から 令和3年度まで	216,967	令和4年度から 令和5年度まで	6,996				6,996
平成25年度 ヘリコプターテレビシ ステム整備事業費	会計課	1,402	平成26年度から 令和3年度まで	1,201	令和4年度から 令和5年度まで	200				200
令和元年度 ヘリコプターテレビシ ステム整備事業費	会計課	338	令和2年度から 令和3年度まで	200	令和4年度から 令和5年度まで	134				134
平成26年度 ヘリコプターテレビシ ステム地上設備設置及び 保守業務委託	会計課	235,085	平成27年度から 令和3年度まで	91,458	令和4年度から 令和7年度まで	5,418				5,418
令和元年度 ヘリコプターテレビシ ステム地上設備設置及び 保守業務委託	会計課	157	令和2年度から 令和3年度まで	56	令和4年度から 令和7年度まで	101				101
平成28年度 模擬運転装置(四輪用) 賃借料	会計課	67,431	平成29年度から 令和3年度まで	48,853	令和4年度から 令和5年度まで	14,656			14,656	0
平成28年度 警察官待機宿舍賃借料	会計課	110,880	平成29年度から 令和3年度まで	27,720	令和4年度から 令和18年度まで	83,160			29,805	53,355
平成28年度 更新はがき圧着装置賃 借料	会計課	1,682	平成29年度から 令和3年度まで	1,212	令和4年度から 令和5年度まで	344			344	0
平成29年度 トリピーネット情報ハイ ウェイ接続通信機器等 賃借料	会計課	6,636	平成30年度から 令和3年度まで	2,240	令和4年度から 令和5年度まで	793				793
令和元年度 トリピーネット情報ハイ ウェイ接続通信機器等 賃借料	会計課	36	令和2年度から 令和3年度まで	1	令和4年度から 令和5年度まで	1				1
平成29年度 捜査用情報収集システ ム賃借料	会計課	19,221	平成30年度から 令和3年度まで	13,705	令和4年度から 令和5年度まで	3,791				3,791
平成30年度 運転適性検査機器等賃 借料	会計課	27,346	令和元年度から 令和3年度まで	13,647	令和4年度から 令和6年度まで	11,373			11,373	0
平成30年度 汎用電子計算機賃借料	会計課	377,910	令和元年度から 令和3年度まで	226,745	令和4年度から 令和5年度まで	151,163				151,163
平成30年度 汎用電子計算機用業務 端末賃借料	会計課	14,836	令和元年度から 令和3年度まで	8,824	令和4年度から 令和5年度まで	4,167				4,167
平成30年度 ノートサーバ賃借料	会計課	43,498	令和元年度から 令和3年度まで	27,800	令和4年度から 令和5年度まで	15,444				15,444
平成30年度 トリピーネット通信機器 賃借料	会計課	15,578	令和元年度から 令和3年度まで	10,518	令和4年度から 令和5年度まで	4,966				4,966
令和元年度 トリピーネット通信機器 賃借料	会計課	221	令和2年度から 令和3年度まで	20	令和4年度から 令和5年度まで	15				15
平成30年度 遺失物管理システム賃 借料	会計課	66,605	令和元年度から 令和3年度まで	39,657	令和4年度から 令和5年度まで	26,439				26,439

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度 免許台帳ファイリングシステム県間通信装置賃借料	会計課	29,808	令和元年度から令和3年度まで	15,474	令和4年度から令和6年度まで	14,185			14,185	0
平成30年度 運転免許証申請支援システム賃借料	会計課	7,431	令和元年度から令和3年度まで	2,216	令和4年度から令和6年度まで	1,847			1,847	0
平成30年度 初動捜査支援システム賃借料	会計課	512,610	令和元年度から令和3年度まで	177,235	令和4年度から令和7年度まで	283,576				283,576
平成30年度 可搬型初動捜査支援システム賃借料	会計課	12,285	令和元年度から令和3年度まで	7,994	令和4年度から令和5年度まで	3,997				3,997
平成30年度 鳥取県組織犯罪情報管理システム賃借料	会計課	48,510	令和元年度から令和3年度まで	18,089	令和4年度から令和7年度まで	24,119				24,119
平成30年度 鳥取県指紋情報管理システム賃借料	会計課	309,900	令和元年度から令和3年度まで	153,576	令和4年度から令和6年度まで	153,576				153,576
平成30年度 警察職員安否確認・非常招集システム運用委託	会計課	3,150	令和元年度から令和3年度まで	1,866	令和4年度から令和5年度まで	934				934
令和元年度 警察職員安否確認・非常招集システム運用委託	会計課	42	令和2年度から令和3年度まで	24	令和4年度から令和5年度まで	18				18
令和元年度 模擬運転装置(二輪用)賃借料	会計課	17,394	令和2年度から令和3年度まで	5,352	令和4年度から令和8年度まで	12,040			12,040	0
令和元年度 警察本部庁舎通信機器賃借料	会計課	51,755	令和2年度から令和3年度まで	12,022	令和4年度から令和6年度まで	15,530				15,530
令和元年度 交通規制管理システム賃借料	会計課	44,593	令和2年度から令和3年度まで	17,952	令和4年度から令和6年度まで	24,684				24,684
令和元年度 ウイルスチェック用端末賃借料	会計課	3,299	令和2年度から令和3年度まで	1,130	令和4年度から令和6年度まで	1,413				1,413
令和元年度 ICカード運転免許証作成装置及び直接撮影装置用画像取込装置保守業務委託	会計課	25,746	令和2年度から令和3年度まで	8,903	令和4年度から令和7年度まで	16,840			16,840	0
令和元年度 電子署名生成装置賃借料	会計課	57,178	令和2年度から令和3年度まで	19,688	令和4年度から令和7年度まで	36,916			36,916	0
令和元年度 免許情報ファイリングシステム賃借料	会計課	49,749	令和2年度から令和3年度まで	17,130	令和4年度から令和7年度まで	32,121			32,121	0
令和元年度 ICカード運転免許証追記装置(警察署分)賃借料	会計課	54,413	令和2年度から令和3年度まで	18,723	令和4年度から令和7年度まで	35,106			35,106	0
令和元年度 X線マイクロアナライザ賃借料	会計課	49,337	令和2年度から令和3年度まで	8,875	令和4年度から令和9年度まで	30,359				30,359
令和元年度 フラグメントアナライザ賃借料	会計課	42,875	令和2年度から令和3年度まで	11,689	令和4年度から令和8年度まで	30,492				30,492
令和元年度 3Dレーザースキャナー及び図化システム賃借料	会計課	36,936	令和2年度から令和3年度まで	11,656	令和4年度から令和7年度まで	23,311	11,655			11,656
令和元年度 交通管制システム賃借料	会計課	175,525	令和2年度から令和3年度まで	68,086	令和4年度から令和6年度まで	99,292	42,330			56,962
令和元年度 通信指令・総合指揮システム賃借料	会計課	738,780	令和2年度から令和3年度まで	113,046	令和4年度から令和9年度まで	617,404				617,404
令和2年度 警察職員費	会計課	96,353	令和3年度	32,632	令和4年度から令和5年度まで	54,644			17,786	36,858
令和2年度 警察情報システム運営費	会計課	52,453	令和3年度	8,821	令和4年度から令和9年度まで	38,437				38,437

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和2年度 警察財産管理費	会計課	328,850	令和3年度	95,944	令和4年度から 令和6年度まで	168,069				168,069
令和2年度 鑑識活動運営費	会計課	2,601	令和3年度	867	令和4年度から 令和5年度まで	1,734				1,734
令和2年度 通信指令・総合指揮シ ステム運営費	会計課	69,161	令和3年度	9,346	令和4年度から 令和9年度まで	55,295				55,295
令和3年度 安全運転講習費	会計課	27,986		0	令和4年度から 令和5年度まで	27,986			27,986	0
令和3年度 警察職員費	会計課	29,344		0	令和4年度から 令和6年度まで	29,344			16,969	12,375
令和3年度 警察証明事務取扱費	会計課	81,184		0	令和4年度から 令和5年度まで	81,184			81,184	0
令和3年度 警察情報システム運営 費	会計課	38,491		0	令和4年度から 令和9年度まで	38,491				38,491
令和3年度 警察財産管理費	会計課	158,906		0	令和4年度から 令和6年度まで	158,906		82,000		76,906
令和3年度 運転免許・認知症等運 転者対策費	会計課	17,542		0	令和4年度から 令和5年度まで	17,542			17,542	0
令和3年度 一般警察活動・人材育 成費	会計課	1,796		0	令和4年度から 令和7年度まで	1,796	616			1,180
令和3年度 鑑識活動運営費	会計課	49,938		0	令和4年度から 令和10年度まで	49,938				49,938
令和3年度 交通指導取締費	会計課	168,022		0	令和4年度から 令和9年度まで	168,022			14,000	154,022
令和3年度 交通安全施設設備費 (信号機等整備事業)	会計課	63,679		0	令和4年度から 令和9年度まで	63,679				63,679

条 例 名 等	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b> クロスボウが使用された凶悪犯罪の発生及び拳銃に匹敵するクロスボウの威力を踏まえた銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正がされたことに鑑み、所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 銃器犯罪捜査手当の支給対象業務に、防弾装備を着装し、武器を携帯して行う作業であって、クロスボウ又はクロスボウと思料されるものを使用している犯罪現場における犯人を逮捕する作業等を加え、同手当を銃器等犯罪捜査手当とする。</p> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日は、公布の日とする。</p>

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>銃器等犯罪捜査手当</u></p> <p>(19)・(20) 略</p> <p>(<u>銃器等犯罪捜査手当</u>)</p> <p>第21条 <u>銃器等犯罪捜査手当</u>は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>銃器若しくは銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項に規定するクロスボウ（以下「銃器等」という。）又は銃器等</u>と<u>思料されるもの</u>を使用している犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業</p> <p>(2) <u>銃器等</u>を所持する犯人の逮捕の作業</p> <p>(3) 第1号に掲げる作業又は前号に掲げる作業（<u>銃器等</u>を使用した犯人の逮捕の作業に限る。）に付随して行う固定配置の作業</p> <p>(4) <u>銃器等</u>が使用された暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の居宅に対する<u>張付警戒</u>の作業</p> <p>(5) 暴力団若しくは暴力団に類する組織又は<u>銃器等</u>を使用するおそれのある者による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業</p> <p>2 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第25条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額であ</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>銃器犯罪捜査手当</u></p> <p>(19)・(20) 略</p> <p>(<u>銃器犯罪捜査手当</u>)</p> <p>第21条 <u>銃器犯罪捜査手当</u>は、職員が防弾装備を着装し、武器を携帯して行う次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) <u>銃器又は銃器</u>と<u>思料されるもの</u>を使用している犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業</p> <p>(2) <u>銃器</u>を所持する犯人の逮捕の作業</p> <p>(3) 第1号に掲げる作業又は前号に掲げる作業（<u>銃器</u>を使用した犯人の逮捕の作業に限る。）に付随して行う固定配置の作業</p> <p>(4) <u>銃器</u>が使用された暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の居宅に対する<u>張付け警戒</u>の作業</p> <p>(5) 暴力団若しくは暴力団に類する組織又は<u>銃器</u>を使用するおそれのある者による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業</p> <p>2 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第25条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額であ</p>

<p>る場合にあつてはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあつては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。)のみを支給する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>銃器等犯罪捜査手当</u></p>	<p>る場合にあつてはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあつては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。)のみを支給する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>銃器犯罪捜査手当</u></p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b>                  風俗店等が多い繁華街等を暴力団排除特別強化地域として指定し、利益受供与の規制を強化するとともに、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域を拡大する等所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する場所として、次の場所を加える。                  ア 都市公園法に規定する都市公園の敷地の周囲200メートルの区域内                  イ 都市計画法に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域</p> <p>(2) (1)のイの地域内において暴力団事務所の開設又は運営をする者に対し、その中止を命ずることができることとする。</p> <p>(3) 暴力団排除特別強化地域内における風俗営業等の特定の営業者（以下「特定営業者」という。）と暴力団員との間の以下の行為を禁止する。                  ア 特定営業者が暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること、又は暴力団員が同役務を提供すること。                  イ 特定営業者が暴力団員に対して、用心棒の役務の提供を受ける対償として利益供与をすること、又は暴力団員がその利益供与を受けること。                  ウ 特定営業者が暴力団員に対して、営業を営むことを容認する対償として利益供与をすること、又は暴力団員がその利益供与を受けること。</p> <p>(4) 公安委員会は、(1)のイに違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は職員に建物に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。</p> <p>(5) 次のとおり、罰則を新たに設ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">違反者</th> <th style="text-align: center;">罰則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)のアに違反した者</td> <td>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>(2)の中止命令に違反した者</td> <td>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>(3)に違反した者（特定営業者にあっては、相手方が暴力団員又はその指定した者であることを知っていた場合に限る。）</td> <td>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>(4)に違反して、説明若しくは資料の提出をしなかった者、虚偽の説明若しくは資料の提出をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</td> <td>20万円以下の罰金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 施行期日等                  ア 施行期日は、令和4年8月1日とする(3)及び(5)の一部に関する事項を除き、令和4年5月1日とする。                  イ 所要の経過措置を講ずる。</p>	違反者	罰則	(1)のアに違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	(2)の中止命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	(3)に違反した者（特定営業者にあっては、相手方が暴力団員又はその指定した者であることを知っていた場合に限る。）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	(4)に違反して、説明若しくは資料の提出をしなかった者、虚偽の説明若しくは資料の提出をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	20万円以下の罰金
違反者	罰則										
(1)のアに違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金										
(2)の中止命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金										
(3)に違反した者（特定営業者にあっては、相手方が暴力団員又はその指定した者であることを知っていた場合に限る。）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金										
(4)に違反して、説明若しくは資料の提出をしなかった者、虚偽の説明若しくは資料の提出をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	20万円以下の罰金										



鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p><u>第6章の2 暴力団排除特別強化地域における禁止行為（第21条の2—第21条の4）</u></p> <p>第7章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（県の暴力団事務所に対する措置）</p> <p>第7条 県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設（暴力団の活動の拠点として使用を始めることをいう。第13条、第14条、<u>第14条の2</u>及び第27条において同じ。）をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条、<u>第14条の2</u>及び第27条において同じ。）をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>第14条 暴力団事務所は、前条第1項に規定する区域内のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域</u>（これらの地域から前条第1項に規定する区域を除く。）においては、これの開設をし、又は運営をしてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（県の暴力団事務所に対する措置）</p> <p>第7条 県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設（暴力団の活動の拠点として使用を始めることをいう。第13条、第14条及び第27条において同じ。）をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）</p> <p>第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>第14条 暴力団事務所は、前条第1項に規定する区域内のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域<u>及び準住居地域</u>（これらの地域から前条第1項に規定する区域を除く。）においては、これの開設をし、又は運営をしてはならない。</p> <p>2 略</p>

(中止命令)

第14条の2 公安委員会は、前条第1項の規定に違反して暴力団事務所の開設又は運営がされたときは、当該暴力団事務所の開設又は運営をする者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

第6章の2 暴力団排除特別強化地域における禁止行為

(暴力団排除特別強化地域)

第21条の2 暴力団の排除を特に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域と定める。

(1) 鳥取市弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及びび瓦町の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域に定められた地域

(2) 米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道9号、県道米子港線、市道角盤町三丁目1号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によって囲まれた区域並びに米子市皆生温泉三丁目の区域のうち、市道皆生温泉20号線、市道皆生温泉13号線、市道皆生温泉11号線及び市道皆生温泉14号線によって囲まれた区域

第21条の3 次の各号のいずれかに該当する営業（第1号から第6号までに掲げる営業にあつては、暴力団排除特別強化地域内において営むものに限る。以下「特定営業」という。）を営む者（以下「特定営業者」という。）は、特定営業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（法第9条第5号に規定する用心棒の役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業

(2) 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

(3) 風適法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

(4) 風適法第2条第13項に規定する接客業務受

託営業

(5) 風適法第2条第13項第4号に規定する飲食店営業

(6) 風俗案内(次に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。)を行うための施設(不特定多数の者が利用することができるものに限る。)を設け、当該施設において有償又は無償で風俗案内を行う営業

ア 第1号に該当する営業(風適法第2条第1項第1号に該当するものに限る。)に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(ア) 接待(風適法第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。)の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報

(イ) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報

イ 第2号に該当する営業(風適法第2条第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号のいずれかに該当するものに限る。)に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(ア) 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報

(イ) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先(風適法第2条第7項第1号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先)に関する情報

(7) 風俗情報(前号ア及びイに規定する情報をいう。以下同じ。)を掲載した書籍、雑誌その他の刊行物を発行し、又は風俗情報をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する営業

2 特定営業者は、特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又はその営業を営むことが容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第21条の4 暴力団員は、特定営業の営業に関し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務を提供する対償として、又はその営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受け、又は暴力団員が指定した者に利益の供与を受けさせてはならない。

(調査、立入検査等)

第23条 略

2 公安委員会は、第14条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反事実を明らかにするために必要な限度において、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する地域内の建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事実の公表)

第25条 公安委員会は、第23条第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 略

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者

(2) 第14条の2の規定による命令に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者

(3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第21条の3の規定

(調査)

第23条 略

(事実の公表)

第25条 公安委員会は、第23条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 略

第27条 第13条の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

に違反した者

(4) 第21条の4の規定に違反した者

- 2 第23条第2項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 3 第1項第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、第6章の2並びに第27条第1項第3号及び第4号並びに第3項の改正規定は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に開設をされ、又は運営をされている暴力団事務所については、改正後の鳥取県暴力団排除条例第13条第1項及び第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の際現に一の暴力団のものとして開設をされ、又は運営をされていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設をされ、又は運営をされるときは、この限りでない。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b>          道路交通法の一部が改正され、75歳以上で一定の違反歴のある者が運転免許の更新を受けようとする場合に運転技能検査の受検が義務付けられたこと等に伴い、運転免許に関する事務等について、新たに手数料を徴収し、手数料の額を改め、又は手数料を廃止する。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 運転免許に関する事務について、次のとおり新たに手数料を徴収する。          ア 運転技能検査 1件につき3,550円          イ 若年運転者講習 1時間につき2,250円</p> <p>(2) 次のとおり手数料の額を改める。          ア 銃砲等又は刀剣類所持の許可証の書換え 1件につき1,600円（現行 1,800円）          イ 運転免許に関する事務に係る手数料について、次のとおりその額を改める。          (ア) 認知機能検査 1件につき1,050円（現行 750円）          (イ) 認知機能検査を行う者に対する講習 1回につき1,200円又は1,450円（現行 800円又は1,400円）          (ウ) 高齢者講習 講習の種類に応じて1件につき2,900円又は6,450円（現行 2,250円～7,950円）</p> <p>(3) チャレンジ講習及び簡易講習が廃止されることに伴い、当該事務に係る手数料を廃止する。</p> <p>(4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(5) 施行期日は、令和4年4月1日とする(2)アに関する事項を除き、令和4年5月13日とする。</p>

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手料を徴収する。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p>(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 許可証の書換えに係るもの 1件につき <u>1,600円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(28)～(37) 略</p> <p>(37の2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施</u> 1件につき <u>1,050円</u></p> <p>(37の3) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるもの</u>の実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき <u>1,200円</u></p> <p>イ ア以外の場合 1回につき <u>1,450円</u></p> <p>(37の4) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査の実施</u> 1件につき <u>3,550円</u></p> <p>(38)～(44) 略</p> <p>(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1～11 略	略	12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手料を徴収する。</p> <p>(1)～(26) 略</p> <p>(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 許可証の書換えに係るもの 1件につき <u>1,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(28)～(37) 略</p> <p>(37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ <u>又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施</u> 1件につき <u>750円</u></p> <p>(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ <u>又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるもの</u>の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき <u>800円</u></p> <p>イ ア以外の場合 1回につき <u>1,400円</u></p> <p>(38)～(44) 略</p> <p>(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 (<u>同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1～11 略	略	12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 ( <u>同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能</u>	
区分	金額												
1～11 略	略												
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習													
区分	金額												
1～11 略	略												
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 ( <u>同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能</u>													

<p>(1) <u>道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対するもの</u></p> <p>(2) <u>普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対するもの</u></p>	<p><u>1件につき6,450円</u></p> <p><u>1件につき2,900円</u></p>	<p><u>検査の結果に基づいて行うものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</u></p> <p>(2) <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</u></p>	<p><u>1件につき5,100円</u></p> <p><u>1件につき2,250円</u></p>
		<p>13 <u>道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて</u></p>	



13 略	略
14 <u>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u>	1時間につき 2,250円
15 <u>道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習</u>	略

行うものに限る。)	
(1) <u>小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</u>	
ア <u>個人指導を含むもの</u>	1件につき7,950円
イ <u>ア以外のもの</u>	1件につき5,100円
(2) <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</u>	
ア <u>個人指導を含むもの</u>	1件につき4,450円
イ <u>ア以外のもの</u>	1件につき2,250円
14 <u>道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</u>	
(1) <u>小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの</u>	1件につき5,800円
(2) <u>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの</u>	1件につき2,350円
15 略	略
16 <u>道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習</u>	略

(45の2) 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指

<p>2 略</p>	<p><u>導を行うものであって、公安委員会が定めるもの 1回につき2,650円</u></p> <p><u>イ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであって、公安委員会が定めるもの 1回につき1,800円</u></p> <p>(46)～(70) 略</p> <p>2 略</p>
------------	---

附 則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第2条第1項第27号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を無償で貸し付けること（倉吉市道用地）について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土 地</td> <td>倉吉市上井621番2ほか2筆</td> <td style="text-align: center;">236平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 倉吉市</p> <p>(3) 貸付期間 令和4年4月1日から令和14年3月31日まで</p> <p>(4) 理由 市道として良好な管理を行うため、引き続き倉吉市に無償で貸し付けようとするものである。</p>	種 類	所在地	数 量	土 地	倉吉市上井621番2ほか2筆	236平方メートル
種 類	所在地	数 量					
土 地	倉吉市上井621番2ほか2筆	236平方メートル					

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (令和4年1月27日専決)</p>
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b>  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和4年1月27日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p><b>2 概要</b>  (1) 和解の相手方  倉吉市 個人  (2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金145,068円を支払うものとする。  (3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  令和3年12月27日 午後2時40分頃  イ 事故発生場所  倉吉市山根地内  ウ 事故の状況  鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため、積雪により走行不能となった和解の相手方所有の小型乗用自動車を普通特種自動車（パトカー）でけん引しようとした際、けん引ロープの装着箇所を誤り、相手方車両を破損させたものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害賠償額 145,068円  うち、県費支出額145,068円（保険契約適用外）</li> <li>・ 県側車両損害額 0円（修理不要）</li> </ul>